

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月29日

【会社名】 リョーサン菱洋ホールディングス株式会社

【英訳名】 Ryoyo Ryosan Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 中村 守孝

【本店の所在の場所】 東京都千代田区東神田二丁目3番5号
(上記は登記上の本店所在地であり、本社業務は下記「最寄りの連絡場所」において行っております。)

【電話番号】 (03) 3862-2591 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部長 高橋 則彦

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区築地一丁目12番22号

【電話番号】 (03) 3546-5003

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部長 高橋 則彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2026年6月25日開催の当社第2回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 配当財産の種類

金銭

ロ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金70円 総額2,807,066,080円

ハ 効力発生日

2025年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 経営環境の変化に伴う事業の多様化に対応するために、事業の目的に関する規定(定款第2条)を変更するものであります。その他、目的事項の変更に伴い同条文の番号を繰下げるものであります。

(2) 事業子会社の合併を含むグループ内再編の一環として、定款第3条に定める本店所在地を「東京都千代田区」から「東京都中央区」に変更するものであります。なお、本変更は、2027年3月31日までに開催される当社の取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、附則にその旨の規定を設けるものであります。当該附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除いたします。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、中村守孝、稲葉和彦、遠藤俊哉、高橋則彦、佐野修、高田信哉、川辺春義、金子好久を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、高橋正行、大井素美、福田佐知子を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	280,357	1,185	15	(注)1	可決 99.07
第2号議案	280,161	1,366	15	(注)2	可決 99.00
第3号議案					
中村 守孝	274,790	6,746	15		可決 97.11
稲葉 和彦	277,251	4,285	15		可決 97.98
遠藤 俊哉	277,837	3,700	15		可決 98.18
高橋 則彦	277,706	3,831	15		可決 98.14
佐野 修	277,894	3,643	15		可決 98.20

高田 信哉	277,451	4,086	15	(注) 3	可決	98.05
川辺 春義	278,129	3,410	15		可決	98.29
金子 好久	265,883	15,654	15		可決	93.96
第4号議案						
高橋 正行	275,481	6,058	15		可決	97.35
大井 素美	278,832	2,710	15		可決	98.53
福田 佐知子	278,800	2,742	15		可決	98.52

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各議決事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上